

淀川水系流域委員会 住民と委員との意見交換会（余野川ダム） 結果概要

開催日時：2005年8月18日（水）16：30～17：00

場 所：池田市民文化会館 2階 コンベンションルーム

参加者数：意見発表者2名 委員13名 一般傍聴者100名

※本稿は、議事の概要を簡略にまとめたものです。詳細な議事内容については、後日公開される議事録をご参照下さい。

1. 開会の挨拶、意見交換会の進め方、意見発表者・代表委員の紹介
2. 意見発表
3. 意見交換会

1. 開会の挨拶、意見交換会の進め方、意見発表者・代表委員の紹介

寺田委員長より、意見交換会を開催するにあたって、流域委員会の役割と意見交換会の位置づけについて説明がなされた。その後、進行役より、意見交換会の進め方について説明がなされた後、意見発表者と代表委員の自己紹介が行われた。開会の挨拶の主な内容は以下の通り。

- ・本日はご多忙の中、また、大変暑い中、お集まり頂きましたことに御礼を申し上げます。また、意見を発表して頂く皆様には本日のためにご準備を頂き、御礼を申し上げます。
- ・平成9年に改正された河川法は、河川管理者が河川整備に関する計画をつくる過程で計画案を作る段階において学識経験者の意見を聴かなければならないとしています。流域委員会は、学識経験者の意見を聴くために作られました。
- ・また改正河川法は、河川管理者が計画の案を作る段階で関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければなりません。関係住民への説明や意見聴取・反映は、河川管理者が実施してゆかれることですので、本日の意見交換は、こうした手続きとして行うものではありません。
- ・しかし流域委員会は、河川管理者に意見を出していく過程において、たんに専門的な意見を述べるのではなく、住民の皆様の多様な意見を吸収して議論していかなければ、委員会の役目は果たせないと考えています。
- ・今後、流域委員会は「5ダムの方針」とその調査検討結果の中身について意見を述べなければなりません。5ダムの事業は特に地域住民の皆様に大きく影響します。ですから、この「5ダムの方針」について地域住民の皆様がどういった考えを持っているのかをお聴きして、今後の流域委員会での検討に十分に活かしていきたいと考え、本日の意見交換会を開催させて頂きました。

2. 意見発表

意見発表者より、資料「意見発表者から頂いたご意見」を用いて意見発表がなされた後、委員より意見が述べられた。その後、会場の一般傍聴者からの意見聴取も行われた。主な意見は以下の通り。なお、資料「意見発表者から頂いたご意見」（抜粋版）を本概要の末尾に添付した。

- ・ 酒井清治氏（意見発表者）

余野川ダム建設受け入れまでの経過、新河川法の取り扱い、止々呂地区におけるダムの必要性、「5ダムの方針」の問題点について意見が述べられた。また、「地元の本多委員が欠席されているのは非常に残念だ」といった意見も述べられた。

- ・ 増田京子氏（意見発表者）

流域委員会と淀川モデルの評価、ダムに頼らない流域全体を見据えた治水の必要性、特定多目的ダム法による利水計画の早急な見直し、ダム予定地の自然環境復元等について意見が述べられた。

- ・ 池淵委員（代表委員）

余野川ダムの必要性が時代のニーズや背景によって変化してきた。利水の需要縮小、狭窄部開削および下流の河道掘削による浸水被害軽減対策について部会で議論し、最終的には「当面実施せず」という余野川ダムの方針に合意するに至った。

- ・ 澤井委員（代表委員）

「5ダムの方針」における河川管理者の判断については了解している。あとは、地域の対策がどうなるのか、心配している。地域の活性化プランが台無しになったことやダムによって河川整備が遅れていることに対して委員会は意見を言っていないといけない。また、導水トンネルの活用方法についても意見を言うべきだと思っている。

- ・ 高田委員（代表委員）

ダムではなく、河川改修で治水対策をしていくという方針には賛成だ。心配しているのは、河川改修が順調に進捗していくかどうかという点だ。ダムには予算が付きやすいが、河川改修にはなかなか予算が出にくい。また、ダムや開発事業によって地元が振り回されていることも大きな問題だ。地域の活性化について義務的なものがあると思っている。

- ・ 一般傍聴者

増田氏は「流域委員会は住民の意見を聴いた民主的な委員会だ」と言っていたが、委員会は地元を見ていない。余野川ダムは「水と緑の健康都市」が立派になるように造られるダムだ。ダムができなければ、荒廃したまま。ダム予定地には「水」に相当するものを作って頂きたい。

- ・ 一般傍聴者

自宅の裏に導水トンネルができた。工事の振動もあったし、井戸の水も止まったが、余野川ダムと「水と緑の健康都市」ができるから我慢してきた。委員会には、現場を見て、現地話をし、現地に沿った判断をしてほしい。地域の宅地開発がダムによって中断

された。ダム建設の遅れが地域発展の足を引っ張っている。

・一般傍聴者

委員会は見解を出すまでに現場を見て意見を聴いたのか。私もダムには反対だったが、土地を売り、ダムに合意した。今、売却した土地が荒れている。森林が伐採されて造成された土地からは、これまでにないような量の水が流れ出てくるだろう。すでに投資された 380 億円を無駄金にしないよう、先のことを考えないといけない。

・一般傍聴者

猪名川部会は地元の意見を聴いてきたのか。地元の気持ちが分かっている委員がいるのか。導水トンネルを見たのか。私はダムが環境を破壊するとは思わない。ダムによって、山を守っていくことにもなる。委員会は地元を考えた意見を出してほしい。

・一般傍聴者

地元の住民は河川行政に翻弄されている。次世代の子どもたちのための対策は出てこず、地元の利害といった話ばかりが出てくる。子どもが川に対してどう考えているのかまで含めて、猪名川が子どもの遊べる川になるように考えてほしい。

3. 意見交換

意見発表が行われた後、休憩中に一般傍聴者から頂いたご意見も紹介された。その後、意見発表者、代表委員、一般傍聴者の間で意見交換がなされた。主な意見は以下の通り。

○休憩中に一般傍聴者から寄せられたご意見

- ・「委員会は地元の意見を聴いたのか」、「地域活性化のためのダムと治水のためのダムという具合に、ダムの存在意義にズレがある」、「里山がダムから解放されるのはよかった。河川管理者は、里山の保全に努めてほしい。委員会は地元の意見を聴いてほしい」、「ダムの集水域は7%だが、円山川の例を見ると不安だ。ダムの早期実現を」、「ダムの詳しい説明を願う」、「すでに 380 億円が使われたが、今後、ダムが継続された場合はどれくらいかかるのか。ダム中止の場合の地元への補償はどうなるのか」、「余野川ダムの治水効果は?」、「委員会は、建設省猪名川工事事務所と地元との基本協定書の内容を知っているのか。今回の河川管理者の行為はこの協定に違反する。また、26 項目の要望内容を知っているのか」といったご意見を頂いた（進行役 谷内委員）。

○一般傍聴者からの質問「地元の意見を聴いたのか」について

- ・一般傍聴者のご意見の中で「委員会は地元の意見を聴いたのかどうか」という質問があったので、お答えしておきたい。委員によっては、現地を何度も見に行っている。直接、地域住民の意見を聴いた委員もいるが、聴いていない委員もいる。また、猪名川部会では、一般傍聴者のご意見をお聴きしてきた。現地視察も何度か開催し、意見交換会も2回程度実施してきた（代表委員 池淵委員）。
- ・第2期流域委員会の委員としては今回はじめて地域住民のご意見を聴いたが、猪名川の住民討論会のファシリテーターとしてこれまでもご意見を聴いてきた（代表委員 澤井

委員)。

- ・余野川ダムの現場は見てきている。ただ、地域住民のご意見をどれだけ反映できたかはわからない(進行役 村上興正委員)。

○流域委員会と「ダムの地元の地域振興」について

- ・流域委員会として、余野川ダムと地域振興に関する検討が弱かったというのは事実だと思っている。今後、仮に余野川ダムが「当面実施せず」となった場合には、猪名川の河川整備について意見を述べる委員会として引き続き議論をしていく。造成地の再生や導水トンネルの後処理、ダムの地元の振興・再生等について、委員会にどこまで責務があるのかということになると、迷うところもある。委員個人としては、そういったことを審議する場を用意して頂きたいと考えている(代表委員 池淵委員)
- ・流域委員会は、地域の活性化について議論する場ではない。新たな審議の場を設けて、そこに流域委員会の委員が加わってもよいと思う(代表委員 澤井委員)。
- ・河川管理者が河川整備計画案を策定するにあたって、治水・利水・環境の立場から意見を述べるのが、流域委員会の立場だ。「地域活性化のための余野川ダム」に重点を置いている住民の方が多いが、流域委員会は「ダムの代替案で治水・利水が達成できないか」という点に重点を置いて審議をしている。「こんな委員会に意見を言っても何にもならない」と怒られる方もいらっしゃるかもしれないが、これが流域委員会の限界だと思っている(千代延委員)
 - ←当初の余野川ダムの位置付けや経緯をきちんと考えないといけない。流域委員会は治水・利水・環境面から見て「余野川ダムは不要」としているが、ダムが中止になれば、地元には大きな影響が出る。流域委員会には道義的な責任があり、ダム中止による地元への影響について意見を出していかないといけない(一般傍聴者)。
 - ←委員会見解では、連携して実施してきた関連事業をどうするかも大きな問題であり、河川管理者と関係者との調整においては誠意ある対応が求められていると述べた。また、「委員会は、この問題についても関心をもって見守るとともに、積極的に発言していきたいと考えています」とも述べている。流域委員会としては合意には至っていないが、委員個人としては、地域の課題を整理した上で河川管理者に対して「こういうことをすべき」と意見していくべきだと思っている(進行役 村上興正委員)。
 - ←法律の解釈を間違えている。附則事項で救済措置がある。問題を抱えている川辺川ダムでは、流域委員会が設置されていない。ゼロから検討するダムであれば、千代延委員の意見も正しいと思うが、余野川ダムはすでに地域活性化も含めた基本計画ができあがっている。委員会は、地域の問題について積極的に意見を述べていかななくてはならない。河川管理者に「地域の活性化についてはしっかりと方向性を出せ」という意見を出して頂きたい(意見発表者 酒井氏)。
 - ←河川法改正では地域住民の意見を聴くということになっているが、河川管理者も委員会も地元から積極的に意見を聴いていない。現地視察を開催したというが、現地の住民からは意見を聞いていない(意見発表者 酒井氏)。

- ・大阪府や河川管理者が地元の住民の方々にどういった説明をしてきたのか。河川管理者は「ダムは造る」という説明をしてきたのではないか。流域委員会は治水・利水・環境の面から審議するのが役割だが、その後には、地元の問題が出てくる。地元ともしっかり話をしていくべきだったと思う（意見発表者 増田氏）。

○余野川の治水対策 等について

- ・新聞では「余野川ダムは中止」と報道されていたが、間違っている。流域委員会として抗議したとのことだが、新聞社は修正文も出していない。マスコミに抗議したい（意見発表者 酒井氏）。
- ・余野川の河川管理者は国土交通省ではない。流域委員会は余野川の治水をどう考えているのか（一般傍聴者）。
- ・余野川の治水安全度は非常に低い。昭和 42 年以来、天狗橋付近で川が溢れて道路が浸水している。地元の住民にとっては、余野川ダムができれば、道路も安全に通れるようになる。住民を救うという意味において、余野川ダムの効果は高い（一般傍聴者）。
- ・一般傍聴者から「治水ダムでも必要」という意見が出ていたが、治水専用ダムは水を貯めないダム。このため、大阪府知事から「恒久調整池」という言葉が出てきたのだと思う。これをどう捉えればよいのか。余野川の治水についても当然考えていくべきことだと思う（意見発表者 増田氏）。
- ・2004 年 2 月に箕面市と阪神水道企業団が余野川ダム事業から降りるための法改正がなされた。法律は社会の状況によって変わっていく。法律が変わってしまった時には、地元にとってこれからやっていかなければならないことが何なのか、委員会として意見を述べていかななくてはならないと思う（意見発表者 増田氏）。
- ・導水トンネルは、止々呂美地区にとっては非常に重要な治水対策だ。また、「水と緑の健康都市」と関連して水を貯めることが前提となっているので、治水専用の空ダムでは駄目だ。常に水のあるダムにしてもらわなければならない（意見発表者 酒井氏）。
- ・このままいけば、30～40 年後には止々呂美には住民がいなくなってしまう。山は放ったらかしになり、荒れてしまう。こうなった場合の検討はされているのか（一般傍聴者）。
←「当面実施せず」となった場合の影響については、河川管理者に説明責任がある。地域住民に説明する場が設けられるだろう。本日の意見交換会で出されたご意見をまとめて、河川管理者に配慮するよう伝えていく（進行役 村上興正委員）。
- ・ダム建設予定地では、森林の貯水効果が期待できない。鹿や猪が増えてしまい、広葉樹の下には何の草も生えていない。今後の治山・治水の在り方も考えないといけない（一般傍聴者）。

以上

酒井 精治 氏

余野川ダム建設促進について

酒井精治氏

◎余野川ダム建設受け入れ迄の経過について

- ・昭和 47 年民間による宅地開発で止々呂美地域の活性化(過疎化対策)に着手。
- ・昭和 52 年旧建設省によって余野川ダム建設計画が発表される。(地元反対表明⇒大阪府公的開発を意志表示⇒旧建設省過疎化含め全面協力を表明⇒地元下流の利水、治水に一定の理解⇒地元ダム建設を受け入れる。)

◎新河川法の取り扱いについて

- ・余野川ダム旧法で着手
- ・法律が改正された場合は経過措置をもって利害関係者を救済する義務がある。
- ・余野川ダムの特殊事情(宅地開発の予定地の一部「地元にとっては商品」にダムを計画、地元との交渉経緯)を考えれば淀川水系流域委員会への諮問から外すべきであった。
- ・他の地方整備局管内ではダム建設が行なわれるか、ないしは予定されている所も地域の実情を考慮してか当該委員会は設置されていない所もある。
- ・近畿地方整備局のやり方には疑問を感じる。
- ・委員会は地元の実情を十分に把握せずに審議している。(近畿地方整備局は委員会に地元の実情を十分説明していない)

◎環境について

- ・偏った環境保護は別の環境破壊を生む。(鹿、猪、鳥類、猿、アライ熊等による被害⇒住民避難、農作物被害、果樹被害、樹木枯死)
- ・環境の治癒力

◎止々呂美地区のダムの必要性について

- ・余野川ダムについては、単なる利水や治水のためでなく、地元にとっては、ダムありきでの将来ビジョン(まちづくり、就労、観光、治水等)達成を願望し、そのために土地、財産を犠牲にしている。待った無し!
- ・国交省には、当初表明通りにダムをつくる責務がある。

◎余野川ダム建設促進について

- ・一庫ダムの利水の余野川ダムへの一部振替(多田地区の狭窄部の開削と余野川ダム建設の場合の費用と環境破壊の比較)
- ・非常時の場合の中小ダムの重要性(将来の水需要、環境保護、テロ対策、異常気象)
- ・用地買収、導水道トンネル工事の 99%の進捗率をみている
- ・地元は 27 年間耐えに耐えダム完成を待ち望んできた。
- ・宅地開発は環境に十分配慮したものであり、地域の自然に与える影響は大きくない。

◎今回の発表についての問題点

- ・流域委員会の審議未了の中の発表
- ・地元とのダム事業推進に向けての基本協定違反
- ・ダム中止の場合の補償問題(水と緑の健康都市宅地のイメージダウン、過疎化対策、既存集落の整備、慰謝料等)

～淀川水系流域委員会について～

1997年の河川法改正により2000年に始まった淀川水系流域委員会準備会から数えて5年以上の歳月と労力、経費を費やし、淀川水系流域委員会が提言、意見書などを提出してきた建設、工事中の5つのダムについて2005年7月1日、国の方針が示された。その中の一つである余野川ダムについて今回、意見交換を行うわけだがその前にこの委員会のあり方について触れておきたい。

私は2001年から時間が許す限り委員会の傍聴を続け、また意見書や傍聴者発言を繰り返してきた。これまでの行政が設置する委員会、審議会では行政が示した案に形式的に御墨付きを与えるだけ、また意見を言っても少数意見は尊重されず多数をもって行政の意向に追随するものが多くみられていた。市民のおかしいのでは、という意見は感覚的感情的で内容がないといわんばかりに切り捨てられてきた感がある。それは住民自治、地方自治といわれながら、民主的な市民意見の反映の仕組みがまだ充分位置づけられていなかったからではないか。昨今、行政の財政が厳しくなる中、市民参加やNPO参加と言われつつも、行政の判断と異なることに対しては、住民に充分に情報が行き届いて対等平等に議論ができるところまで日本の民主主義は育ってこなかった。行政の意識も、またこれまでのやり方に慣らされてきた住民の意識も、自立したものとは言えない状況が続いた。この流域委員会も、当初はそのような委員会になるのではとあまり期待はしていなかったが、資料が傍聴者にも対等に配布され、それを持ち帰ることができた。その時点から公開性が見受けられたが、それだけではなく、多くの意見を取り入れるとして傍聴者発言ができたことは民主的な運営が一定保証された。そして聞くだけでなく、議論に取り入れられもした。傍聴者としても勉強して望まなければと襟を正して発言をしてきたつもりだ。後半になって非公開の委員会が目立ったが、これまでの流れを見ているとだいたいどのような議論がされているのかは理解できる。しかし丁々発止とした議論が公開の場でできるようにならないと本物ではないだろう。そしてその議論を聞く傍聴者も議論の過程の重要性を認識しなければいけないし、意見があるのなら自分の意見が反映されるこの委員会の場で発言すべきであろう。ただ多くの市民にそれが可能かと言えば難しい面もあるが、意見交換会なども開催され、これまでにない民主的な委員会となったことは、近畿地方整備局と委員会に敬意を表したい。これが淀川モデルといわれる所以である。問題点としては多数の傍聴者が参加しながら残念なことに発言者は少ない。議論の内容に納得されていると判断してよいのか疑問が残る。また広い会場が必要なことは理解できるが全体にもう少し経費が削減されるよう検討を求める。また利水、治水においても他機関との調整は縦割りの行政にあって進展が阻まれることもあることだが、ぜひ広範な視点にたって調整をするシステムを河川管理者が早急に作るよう委員会としても取り組んでいただきたい。

～余野川ダムの方針について～

以上のような形態で行われた委員会の提言、意見を受けて国土交通省は「余野川ダム建設は当面実施せず」と方針を示した。それについて意見を述べる。「当面」ということばの意味が理解できかねるが、国が建設、工事中のダムを「実施せず」と見直したことは評価する。この件については資料として添付した7月1日太田知事定例会見を見て頂きたい。知事も「公共事業全般がそうですけれども、時代の要請に応じて適切に見直しを行っていく、ということが必要なことだと思っております……。」と発言をされている。そして2点、治水対策と周辺開発への影響を問題提起されている。しかし「これから国と交渉して、治水効果等々についての代替措置を協議していくわけです。その交渉の過程で、やっぱりつくってもらわなきゃ困るということはないとは言えませんけれども、私は、公共事業全体を見直す中での、国土交通省のとられた一つの真摯な対応の中の結論であると思えます。ですから、そういう方向の中で、府としてもある程度協力はしていかなきゃいけないんじゃないだろうかと思っております。」と発言されている。国のこの方針に対して大阪府も協力していくという姿勢は大きな時代の転換期を感じさせる。その中で具体的に委員会だけでなく河川管理者に対して質問、提案も含め意見を述べたい。

(治水)

人命と財産を守るためにダムが必要と言われ続けてきたが、ダムでは守りきれないことが明らかになった。

委員会はこれまで取り上げられなかった点を指摘していると感じる。7月21日に開催された流域委員会でも今本委員発言の中に「余野川ダムはもともと無理のある計画」とあり、余野川本川ではなく北山川につくることの問題点を指摘されている。そして集水面積の狭さにも触れられているが、これは素人ながら常々私が疑問に思っていた大きな問題点である。そしてこのことも含め「下流の洪水調節への効果がきわめて限定的」となり、国が今回それを認めた方針を示した。

しかし、治水対策の欠点ではないかと感じるのが、やはり同じ一本の川につながるで河川でありながら管理者が違うことである。余野川ダムも予定地と導水トンネル地域は国管轄だが、導水トンネル以下猪名川までのほとんどが大阪府管轄。また銀橋上流は兵庫県管轄（その他もある）。これまでそれぞれの河川管理者がこ川全体の治水をどのように一体的に見てきたのか、に改めて疑問を感じる。

今回の調査検討の取りまとめに「これからは河道改修の実施にあたっては大阪府と兵庫県と調整をしながら、詳細な検討を行う」とあるが、太田知事が言われるように神崎川の掘削事業との連携なども含め流域全体を見据えた治水に早急に臨んで頂きたい。

また川西市域と池田の間、絹延橋周辺の無堤地区下流に猪名川大橋の橋脚が川の中に建設されているが、この巨大な橋脚は十分な治水対策をとられて建設されたのか非常に疑問を感じる。このような構造物を河の中に作っても良いものなのか。人命財産を守れといいつつ、この橋脚を見る度に感じる疑問である。

以上のようなことは治水対策として河川整備計画にどのように掲載されるのかお聞きしたい。

(利水)

利水については箕面市も阪神水道企業団も撤退を表明しており「見込み」ではない。（添付資料参照）。この添付資料は以前にも委員会に提出されているが、ここに書かれているように大阪府からの要請もあり、経済性と安定性等を検討し水源変更を進めてきた。しかし特定多目的ダム法の基本計画がまだ変更されない間は府営水としての事業着手はできないとある。

また確かに「当面実施せず」であるからこれからの費用負担は無いと考えられるが、2004年2月の特定多目的ダム法施行令改正を受け撤退ルールが一定整備されたが具体的にどのような精算の仕方

になるのか不明ななか、箕面市は府営水への移行計画を進めなければならない。これまでダムに対して支払った分があり二重の水源負担となることも含め、早急に基本計画から利水「使用権の設定予定者」をはずす必要があるがそれはいつ頃になるのか、早急に対応して頂きたい。

(環境)

ダム湖予定地は周辺工事の土砂置き場として利用されたり、工事用道路の取り付けや土砂崩れ防護のために頑丈なフェンスがつけられるなどして、大きく環境が変化している。今回環境の重要性がやっと認められた 1997 年の改正河川法に基づいて議論が行われてきたのであるから、国所有地として国の責任において環境復元を求める。委員会でも発言したが、さなざまな市民の方々とともに協議会なども設置してこのダム湖予定地をどのように環境に配慮したものにするのか検討していただきたい。

(今後)

「環境」で触れたが、今後については、まず作られた導水トンネルも含めこのダム湖予定地をどのようにしていくのか検討が必要。また太田知事は記者会見で恒久調整池と言っているが、ため池なのかダムなのか、どのように捉えられているのかお聞きしたい。そしてもしこのようなものを作った場合、どこが管理をするのか。これからはそのような問題が出てくるが、その調整はどこがするのかお聞きしたい。地元止々呂美とはダム前提の 26 項目の要望などの話しが進められてきた。ダム建設は当面実施されないことになったが、この要望やこれからの止々呂美のまちづくりに対しては国も責任をもって臨んでいただきたい。